

## 只見町住宅用太陽光発電システム設置モデル事業費補助金交付要綱

平成25年4月1日

令和元年6月21日一部改正

### (目的)

第1条 町は、「只見町地域新エネルギービジョン」に基づき、自然エネルギー源の多様化や地球温暖化防止の観点から、新エネルギーの利用拡大を目指し「自然首都・只見」に相応しい環境負荷の少ない町づくりを推進するため、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置する者に対し、只見町補助金等の交付等に関する規則（平成12年只見町規則第4号。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

### (定義)

第2条 補助対象の設備は次に掲げる全ての要件を満たした装置とする。

- (1) 只見町に有する住宅の屋根等に設置され、太陽光エネルギーを電気に変換し、低圧又は高圧の配電線と逆潮流有りで連系（当該装置による発電量のうち、当該住宅における使用量を超える余剰電力が生じた場合に、これを商用電力に送電できるように装置を商用電力と連系していることをいう。）している装置
- (2) 最大出力が10kW未満である装置
- (3) 申請時において新規設置を予定する未使用の装置であり、設備更新等については対象外とする。

### (補助金の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、当該年度内に自らが居住する、又は居住しようとする只見町内の住宅へのシステムの設置を完了できる者で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 電力会社と電灯契約を締結している、又は締結する予定であること。
- (2) 設置する住宅が、自らの住居（店舗等との併用住宅等を含む。）として使用されているもの又は使用される予定のものであること。
- (3) 町税等（転入予定の者にあつては、転入前の住所地の町税等）を完納している者（同居するすべての者を含む）。
- (4) この要綱に基づく補助金の適用を受けていないもの（同居するすべての者を含む）とする。
- (5) 設置する住宅が補助金の交付を受ける対象者の所有でない場合は、所有者から書面による設置の承諾を受けていること。

### (補助金の額)

第4条 補助金額は、町内の入札参加資格を有する指名業者が受注した場合は80,000円、町外の入札参加資格を有する指名業者が受注した場合は30,000円に補助対象システムの最大出力（単位はkWで表示するものとし、小数点以下2桁未満の値があるときは、2桁未満を四捨五入して得た値であつて、出力が4kWを超えるシステムについては4kWとする。）を乗じて得た額とし、限度額は320,000円とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、設備を設置する前に只見町住宅用太陽光発電システム設置モデル事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) システムを設置しようとする住宅の位置図
- (2) システムを設置しようとする場所の工事着手前の写真
- (3) 対象システムの設置に要する費用の内訳が記載されている工事請負契約書の写し  
又は見積書の写し
- (4) 設置するシステムの仕様の分かる書類
- (5) 町税を滞納していないことを証した納税証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第6条 町長は、前条申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の可否を決定したうえで、只見町住宅用太陽光発電システム設置モデル事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（計画変更の承認申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）で、只見町住宅用太陽光発電システム設置モデル事業費補助金交付申請書の内容を変更するとき又はシステム設置を中止しようとするときは、速やかに、只見町住宅用太陽光発電システム設置モデル事業費補助金変更・中止承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（補助金変更交付の決定）

第8条 前条の変更承認申請があったときは、補助金交付の申請と同様の手続きを経て、変更交付の決定を只見町住宅用太陽光発電システム設置モデル事業費補助金変更・中止承認決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（工事着工届の提出）

第9条 補助対象者は、第6条又は前条の補助金交付決定を受けたときは、当該通知書に記載された補助金交付決定年月日から起算して2か月以内に只見町住宅用太陽光発電システム設置モデル事業費補助金工事着工届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（対象システムの設置）

第10条 補助対象者は、交付決定の日に属する年度の3月10日までに、工事を完了しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、当該事業が完了した日から起算して14日以内又は交付決定の日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに只見町住宅用太陽光発電システム設置モデル事業費実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置の状況を確認することができる写真
- (2) システムの設置費に係る領収書の写し
- (3) 電力会社との電力受給契約書の写し

(4) 竣工検査の試験記録書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金交付の請求)

第12条 補助金の交付決定通知を受けた補助対象者は、工事が完了した場合は、前条の実績報告書に併せ、只見町住宅用太陽光発電システム設置モデル事業費補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、第11条の実績報告書を受領したときは速やかにその内容を審査し、報告の内容が補助金交付の条件に適合すると認めたときは、補助金交付額を確定し、只見町住宅用太陽光発電システム設置モデル事業費補助金確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(処分の制限)

第14条 補助対象者は、システムの法定耐用年数の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ住宅用太陽光発電システム処分承認申請書(様式第9号)を提出し、承認を受けなければならない。

(定期報告等)

第15条 町長は、補助対象者に対し、システムの設置後2年間、年間発電量等が分かる資料の提出を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月21日)

この要綱は、令和元年6月21日から施行する。